

## 千葉県海外自治体職員交流事業実施要領

### 1 趣旨

この要領は、千葉県海外自治体職員交流事業の円滑な実施を図るため、海外の地方自治体等の職員（以下「研修員」という。）の受け入れ等に関し、必要な事項を定める。

### 2 目的

本事業の目的は、次に掲げるとおりである。

- (1) 研修員に本市が蓄積したノウハウ、技術等を修得させること
- (2) 本市の業務に係る派遣元自治体における情報収集、提供
- (3) 研修員による本市の国際化施策等への協力。また、必要に応じ、研修員の派遣元自治体への本市職員の派遣を通じて、本市の国際化の推進と相互理解の増進を図ること

### 3 研修員の条件

本市が受け入れる研修員は、次に掲げる基準を満たす者とする。

- (1) 海外の地方自治体等の職員であること
- (2) 日本入国時の年齢が満20歳から満45歳までであること
- (3) 研修を希望する分野において、帰国後指導者になりうる優れた資質を備えている者であること
- (4) 自国の中等教育（高等学校）を修了していること
- (5) 日本語又は英語の会話能力を有していること
- (6) 日本において一定期間の研修を受けることについて、派遣元からの許可及び推薦を得ることが可能な者であること

### 4 研修の受講決定

本市が受け入れる研修員に受講決定書を交付する。

### 5 研修

本市が行う研修は次のとおりとする。

- (1) 研修は、国際交流課を窓口とし、研修員の本国での業務に関連のある各所管部局等において実施する。
- (2) 研修期間は、派遣元自治体との協議により決定する。
- (3) 研修は原則月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び日本の祝祭日は休みとする。
- (4) 研修においては、実際の行政職務（消防、医療、選挙、福祉等）は行わない。
- (5) 研修計画の立案は受入機関が行い、受入計画の調整は国際交流課にて行う。

### 6 本市の費用負担

本市は、本事業に係る次の費用を負担することとする。ただし、研修員がやむを得ない理由もなく、研修を途中でとりやめ帰国した場合については、研修費用は全額本人又は派遣元が負担することとする。

- (1) 最寄空港と千葉市間の交通費

- (2) 協力謝礼（派遣元自治体との協議により決定する。）
- (3) 宿泊経費等
- (4) 光熱水費（実費）
- (5) 交通費（常勤職員の通勤手当支給制度に準ずる。）
- (6) 事業を実施するために必要とする研修経費
- (7) 日本国内の移動旅費
- (8) 海外旅行傷害保険加入経費（但し、派遣元との協議による。）
- (9) 家具、寝具、電化製品等の生活必需備品購入経費
- (10) その他市長が必要と認めたもの

## 7 貸与

本市は、次の宿舎、備品等を研修員に貸与することができる。

- (1) 宿舎
- (2) 電話使用权
- (3) 家具、寝具、電化製品等の生活必需備品

## 8 研修員の費用負担

研修員は上記6に記載されていない日本国内に必要な全ての経費を負担する。

## 9 研修員の一時帰国

研修員にやむを得ない事由があると認められ、再入国許可が認められる場合を除き、原則として、研修期間中に一時帰国することは認めない。なお、一時帰国に係る費用は、研修員本人が負担することとする。

## 10 本市からの職員派遣

必要がある場合、研修員の派遣元自治体へ本市職員を派遣することができる。但し、本市と当該自治体との間で人材の相互派遣に係る取り決め等がある場合に限るものとし、派遣に際しては、通常の海外出張扱いとする。

## 11 その他

この要領が定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、国際交流課長がこれを定める。

## 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月3日から施行する。